

# 事業所用放課後等デイサービス評価表(職員アンケート)結果に基づく 課題解決検討会議まとめ

## 1. 事業所の設備等について、バリアフリー化の配慮が適切になされているか。

### アンケート結果

はい	3
どちらともいえない	5
いいえ	4
分からぬ	1

### [意見]

- ・玄関前の車寄せに屋根があると良い。
- ・玄関の段差が危険。
- ・借りている施設だが、その中でも工夫や配慮がされている。

### 【検討結果】

借りている施設だが、できる範囲での工夫がされている。  
(玄関の段差に合わせ、車いす用のとりはずし可能なスロープ使用等)

## 2. 第三者による外部評価を行い、評価結果を業務改善につなげているか。

### アンケート結果

はい	0
どちらともいえない	0
いいえ	4
分からぬ	9

### [意見]

- ・第三者による外部評価をよく知らない。
- ・外部評価は受けていない。今後検討していく。

### 【検討結果】

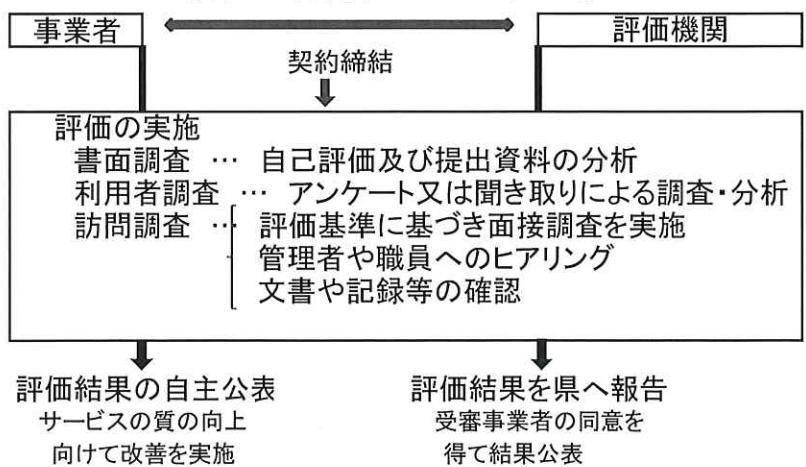
新潟県福祉サービス第三者評価のパンフレットに沿って、施設長が職員に説明。第三者評価等の外部評価は受けていないので、今後検討していくこととする。

→ 第三者評価とは…提供されている「福祉サービスの質」に焦点を当て、主に福祉サービスの提供体制とその取組について評価を行うこと。

誰が評価を行うのか…それぞれの専門分野で一定の経験や資格を有し、且つ評価調査養成研修を修了した者が調査者となる。  
2名以上でチームを作り一貫して評価にあたる。

- ・行政監査…法令が定める最低基準を満たしているかを定期的に確認するもの。
  - ・第三者評価…サービスの質に着目し、福祉サービスの水準が現在どのレベルにあるか、また改善すべき点はどこかを明らかにすることにより、福祉サービスの質の向上
- 違う目的**

### [ 第三者評価の主な流れ ]



※定期的に評価を実施

※受審は任意だが、サービス事業者には自己評価の実施等の責任があり、積極的な受審が望まれる。

### 3. ガイドライン(別紙)の基本活動を複数組み合わせて支援を行っているか。

#### アンケート結果

はい	5
どちらともいえない	0
いいえ	3
分からない	5

#### [意見]

- ・ガイドラインを知らなかった。
- ・ガイドラインを意識して支援にあたっていなかった。

#### 【検討結果】

ガイドラインが通知されてすぐに全職員に周知したが、その後、定期的に職員の内容把握の確認を行っていなかった。再認識のためガイドラインの復習を行い、意識向上を促した。

#### ガイドライン総則の基本活動

##### ア、自立支援と日常生活の充実のための活動

(発達に応じて必要となる基本的な日常生活動作や自立生活を支援するための活動)

- ・主な活動内容…子供が意欲的に関わるような遊びを通して成功体験の積み増しを促し、自己肯定感を育めるようにする。

##### イ、創作活動

(表現する喜びを体験できるようにする)

- ・主な活動内容…できるだけ自然に触れる機会を設け、季節の変化に興味を持てるようにする、等

##### ウ、地域交流の機会の提供

(子供の社会経験の幅を広げていく)

- ・主な活動内容…積極的に地域との交流を図る。(他の社会福祉事業や地域において、放課後行われている多様な学習・体験・交流活動等との連携、ボランティアの受け入れ等)

##### エ、余暇の提供

(子供が望む遊びや自分自身をリラックスさせる練習等の諸活動を自己選択して取り組む)

- ・主な活動内容…多彩な活動プログラムを用意し、ゆったりとした雰囲気の中で行えるよう工夫する。

※上記ア～エを複数組み合わせて支援を行う。

### 4. 放課後児童クラブや児童館との交流や、障害の無い子供と活動する機会があるか。

#### アンケート結果

はい	1
どちらともいえない	0
いいえ	11
分からない	1

#### [意見]

- ・行事として長期休暇時の交流はあったが、通常時の交流は想ていなかった。
- ・児童クラブの見学は検討したい。

#### 【検討結果】

高齢者との交流は長期休暇時に必ず行っていたが、障がいの無い子供との活動は行ったことがないのを検討する。近隣にある児童クラブの見学、意見交換等も行いたい。

5. どのような場合にやむ得ず身体拘束を行うかについて、組織的に決定し、子供や保護者に事前に十分に説明し、了解を得た上で個別支援計画に記載しているか。

はい	3
どちらともいえない	0
いいえ	4
分からぬ	6

[意見]

- ・個別支援計画には記載していない。
- ・通常の支援の際には拘束の必要はほぼ無いが、緊急避難時は車椅子の補助具として必要になる場合がある。至急に検討したい。

【検討結果】

厚生省が定義する身体拘束にあたる行為を全職員で確認。内容について組織的に決定し、ご利用者と保護者の了解を得た上で個別支援計画に記載する。

厚生省が定義する身体拘束にあたる行為

1. 車椅子や椅子、ベットに体幹や四肢を紐で縛る。(徘徊防止)
2. ベットに体幹や四肢を紐で縛る。(転落防止)
3. ベットを柵(サイドレール)で囲む。(自分で降りないように)
4. 四肢を紐で縛る。(点滴、経管栄養等のチューブを抜かれないように)
5. 手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける。(点滴、経管栄養等のチューブを抜かないように、または皮膚をかきむしらないように)
6. Y字型抱束帯や腰ベルト、車椅子テーブルをつける。(車椅子からずり落ち防止、また立ち上がり防止)
7. 立ち上がりを妨げるような椅子。
8. 介護衣(つなぎ服)を着せる。(脱衣やオムツ外し制限)
9. ベットなどに体幹や四肢を紐で縛る。(他人への迷惑行為防止)
10. 向精神薬を過剰服用させる。自分で開けることの出来ない居室等に隔離。(行動を落ち着かせるため)